

平成 23 年 第 3 回 平 群 町 議 会
定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日	平 成 23 年 6 月 17 日																												
招 集 の 場 所	平 群 町 議 会 議 場																												
開 会 (開 議)	6 月 17 日 午 後 2 時 00 分 宣 告 (第 3 日)																												
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 井 戸 太 郎</td> <td style="width: 50%;">2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮 子</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮 子	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																												
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																												
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮 子																												
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																												
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																												
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>総 合 政 策 課 長</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>総 務 財 政 課 長</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>水 谷 隆 英</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>監 理 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>岡 田 仁</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>森 岡 博 續</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	総 合 政 策 課 長	今 村 雅 勇	総 務 財 政 課 長	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	水 谷 隆 英	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	経 済 建 設 課 長	植 田 充 彦	監 理 課 長	上 田 武 司	教 育 委 員 会 総 務 課 長	岡 田 仁	上 下 水 道 課 長	森 岡 博 續
町 長	岩 崎 万 勉																												
副 町 長	山 中 淳 史																												
教 育 長	森 井 惠 治																												
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																												
総 合 政 策 課 長	今 村 雅 勇																												
総 務 財 政 課 長	西 本 勉																												
税 務 課 長	経 堂 裕 士																												
住 民 生 活 課 長	城 光 良																												
健 康 保 険 課 長	水 谷 隆 英																												
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																												
経 済 建 設 課 長	植 田 充 彦																												
監 理 課 長	上 田 武 司																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	岡 田 仁																												
上 下 水 道 課 長	森 岡 博 續																												
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>森 田 アイ子</td> </tr> <tr> <td>書 記</td> <td>田 中 政 子</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴	主 幹	森 田 アイ子	書 記	田 中 政 子																						
議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴																												
主 幹	森 田 アイ子																												
書 記	田 中 政 子																												
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第 1 号 に 同 じ 諮 問 第 1 号 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 せ ん に つ き 意 見 を 求 め る こ と に つ い て																												
請 願	第 1 号 に 同 じ																												

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第 6号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例について</p> <p>発議第 7号 震災からの復興に向けた補正予算の早期編 成を求める意見書</p> <p>発議第 8号 当面の電力需給対策に関する意見書</p> <p>発議第 9号 表決権を行使するに当たり節度ある態度を とることを確認する決議</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 2 3 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 3 年 6 月 1 7 日 (金)
午 後 2 時 開 議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 2 2 年度平群町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 4 1 号 | 平成 2 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 3 | 請願第 3 号 | 平群南小学校の存続を求める請願書
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 4 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めること
について |
| 日程第 5 | 発議第 6 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 発議第 7 号 | 震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求め
る意見書 |
| 日程第 7 | 発議第 8 号 | 当面の電力需給対策に関する意見書 |
| 日程第 8 | | 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 日程第 9 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

平成 2 3 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会追加議事日程

(第 3 号の追加)

追加日程第 1 号 議案第 9 号 表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議

再 開 （午後 2時00分）

議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成23年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

議 長

昨日、繁田議員ほか3名より、発議第9号 表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議が提出されました。発議第9号の取り扱いについて、議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩をいたします。

（ブー）

休 憩 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時05分）

議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

（ブー）

議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告を求めます。はい、窪委員長。

議会運営委員長（窪 和子）

ただいま議会運営委員会を開会いたしました。案件は、表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議案の取り扱いについてであります。

この決議案の取り扱いにつきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に議事日程に追加することに決定いたしました。以上でございます。

議 長

ただいま委員長の報告のとおり、発議第9号 表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、日程第8の後に議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。発議第9号を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として、日程第8の後に議題とすることに決定しました。

税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。はい、税務課長。

税務課長

貴重なお時間をとっていただきありがとうございます。初日、承認第5号におきます平群町の住宅新築資金等貸付事業の特別会計第1号補正の質疑の中で、山口議員さんの質問の中で、滞納額ということで答弁をさせていただきましたところ、数字に誤りがございましたので、あわせまして訂正をさせていただきます。

返済額累計2億3,820万1,342円、一括償還の利息の差が5,560万3,708円、今後返済予定額が3億3,541万5,898円、そのうち滞納額が1億3,930万4,532円と訂正とさせていただきます。どうも申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 認定第1号 平成22年度平群町水道事業会計決算の認定について

は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、繁田決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長（繁田智子）

それでは、決算審査特別委員会の報告を行います。去る6月7日、平群町議会第3回定例会本会議において当委員会に付託を受けました平成22年度平群町水道事業会計決算の認定について次のとおり審議の経過及び結果を御報告いたします。

平成22年度水道事業における事業内容は、平成22年度の給水件数は7,676件で、21年度より46件（0.6%の増）となりました。また、年間総配水量は232万4,996立方メートルで、21年度より2万1,705立方メートル（0.9%の増）となり、また、有収水量は210万6,167立方メートルと、21年度より1万4,863立方メートル（0.7%の減）となりました。有収率は90.6%と、21年度に比べて1.5ポイントの低

下となっております。また、県営水道の受水量は、189万4,952立方メートルと、21年度実績より3万1,111立方メートルの減となりました。

決算の状況は、前年度同様、税抜きで報告をされております。

まず、収益的収支については、営業収益4億4,173万6,076円、営業外収益2,972万2,707円で、収益全体では4億7,145万8,783円となりました。21年度決算と比較をすると、営業収益で0.5%、239万4,933円の減、営業外収益で20.5%、766万3,259円の減、全体では2.1%、1,005万8,192円の減収となりました。一方、費用では、営業費用が4億4,930万5,348円、営業外費用で751万9,005円、費用全体では4億5,682万4,353円、21年度決算と比較すると、1.8%、822万9,735円の減となりました。収支差し引き（税抜き）で1,463万4,430円の純利益となりましたが、前年度繰越欠損金が1億5,739万9,940円計上されており、結果、1億4,276万5,510円の未処理欠損金となり、翌年度に繰り越すこととなりました。

資本的収支については、収入では、下水道工事に伴う椿井地区水道管移設工事ほか3件の工事負担金1,067万4,588円であります。資本的支出では、建設改良費で1,333万8,392円、主なものは、下水道工事に伴う椿井地区水道管移設工事ほか2件で、994万1,442円、固定資産購入、量水器費、委託料で339万6,950円です。企業債償還として1,674万4,580円で、合計3,008万2,972円となり、1,940万8,384円の支出超過となりましたが、これは損益勘定留保資金及び資本的支出の消費税をもって補てんされています。

以上が平成22年度水道事業決算の概要です。

審議の主な内容は、管路台帳の電算化と総延長について質疑がありました。電算化の目的について質問があり、どこに何が入って、何ミリの管が入っているか、消火栓の場所、制水弁の場所、事故が起きたときにどこの弁をとめるかということ把握するための台帳であり、電算化することにより迅速に把握することができるということが第一の目的である旨の答弁がありました。

総延長が15万2,184メートルとなっているが、昨年度と比べて1万8,755メートル、14.1%増加した要因について質問があり、従来は紙上ベースで毎年度ごとに更新をしたが、22年度に新たに電算化による整備を行い、業者委託をして全町的に管路の精査を図った。全町について埋設している管の口径50ミリから500ミリまでの口径別、管種別に延長を明記していったなかで誤差が生じたものと思われる。また、経理上の問題については、毎年決算

に基づいて減価償却をしており、問題はないと考えているとの答弁がありました。

危機管理の強化という点からも、本町の水道管、配管の状況を行政としてつかめていないといけない、電算化に伴って、口径と管種だけではなく、管の老朽度を知る意味での埋設年や耐用年数、かかった費用等を入れる必要があるのではないかとこの質問に、管路台帳のコンピューター化により、一定のデータは入力しているが、将来にわたる更新も含めて、システムの構築をし、将来にわたる更新が計画的にできるように整備をしていきたいとの答弁がありました。

平群町で災害が起きた場合、電算化されたデータのバックアップ体制ができているのかどうかとの質問に対しては、水道庁舎の中にバックアップデータを保存している。管路は年1回更新しており、委託先の会社にもデータを持っているという答弁がありました。

老朽管の交換についても質問があり、下水道工事に伴っての入れかえは、現在、竜田川ネオポリス、竜田川団地で行っており、春日丘でも新たに管の入れかえを行っているとの答弁がありました。

管の計画的な耐震化については、鋳鉄管の入れかえについて、ダクタイル鋳鉄管を主に入れかえをしている、管の継ぎ目やエルボのところが地震によって破壊されると思われるので、それに対応するような材料も出ているが、現在は鋳鉄管の中のコーティングをした部分、さびに強いという管を主に使っているとの答弁がありました。また、老朽管の割合と耐震化ができていない管の割合も、システムを改修して結果が出たら議会に示すようにとの質問に、議会に報告する旨の答弁がありました。

有収率について、20年度では前年比0.4ポイント、22年度は前年比1.5ポイントダウンしている。有収率が落ちた原因は何かとの質問に、一番大きな原因は、昨年若葉台地区と緑ヶ丘地区において、水温の変化や管内の流速の変化に起因すると思われる赤水が発生し、それを除去するために消火栓等での放水を行ったことと、公道の漏水が考えられるとの答弁がありました。22年度では60箇所の公道の漏水があり、地域としては、主に緑ヶ丘、榎原地区、初香台地区、吉新地区で、住民からの通報で修繕をした。漏水をしていた時間はわからないが、その分の排水量が有収率の低下の原因と推測しているとの答弁がありました。

自己水と県水との比率について、前年度より自己水が増えて、県水が減っているが、今後の見通しについてどうかとの質問があり、自己水の依存率は現在20%である、年々自己水が低下している中で、浚渫工事などをすることでなるべく確保していきたいとの答弁がありました。

22年度末で1,223万6,709円の未収金がある。未収金対策について質問があり、悪質な滞納者は31件、本当に困窮しているのは6件ある。滞納者からは確約書をとっている。全く払っていないという人はいないが、毎月確約どおりに納めてもらっていない。また、確約どおりに入れてもらっても、現年分が滞ることがあり、未収金がなかなか減っていかない状況であるとの答弁がありました。一種のモラルハザードが起きている、公平公正の原則から、6カ月滞納したらとめるという要綱どおりに対処すべきではないかとの質問に、要綱に基づいて催促、督促、停止の予告、そして最終は停止というように、去年は36件催告書を出して、停止の予告が35件、最終的に給水停止をしたのは9件ある。それに伴い約53万円の徴収ができた。今後、人的な体制はもちろん、十分収納体制を整えて、要綱に従って粛々とやっていくという答弁がありました。

21年度については224万円の不納欠損を行ったが、22年度はゼロになっている。今後の見込みについて質問があり、裁判所への破産申請が2件あるように聞いているが、まだ決定がおりていない、転出等の追跡調査もまだできていないので、22年度は不納欠損に至らなかった。22年度の調査結果を踏まえて、23年度で不納欠損に充てていきたいとの答弁がありました。

給水工事負担金が、当初予算より約364万円の減収となっているがなぜかという質問に対しては、当初予算では13ミリで10件、20ミリで70件くらいの新築があるだろうと予想していたが、22年度では13ミリで10件、20ミリで50件、合計60件の負担金で、地域では横原地域で22件、菊美台で20件、西宮で8件、その他10件であったとの答弁がありました。

収入の部で、下水道工事に伴う椿井地区水道管移設工事や吉新76号線水道管移設工事負担金が上げられている。下水道工事に伴う水道管工事であれば下水道事業のほうでやるべきではないかとの質問に対して、下水道工事に伴う分については埋設の年数や減歩率という計算方式に基づいて負担金をもらって工事を行っている。椿井地区については、307万円に対して194万円の負担金、吉新地区については、21年度繰越分としてほぼ同額に近い金額となっているとの答弁がありました。

続いて、討論を行いました。

22年度から県水の単価が立方当たり5円下がった。県水受水量、約934万5,000円下がった分は、本来住民の方々に引き下げて還元すべきものと考えられる。決算でも1,463万という純利益が出ていることから、この分を引き下げても黒字決算になる。予算のときも、県水引き下げ分を住民に還元する予算となっていないという立場で反対した。決算についても、十分還元するこ

とが可能な結果となっており、住民負担は少しでも軽減していこうという姿勢が見られないことから、22年度決算については反対するとの討論がありました。

ここ四、五年続けて決算で純利益を上げられて頑張っている。ただ、未納問題を早期解決すれば、もっとさらに純利益も上がってくると思う。そういう意味で、これからの上下水道課の組織改革も考えながらやっていただきたい。悪化の状況が続くと思うが、法的に従ってやっていくことを願って賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり認定することに決しました。

以上が当委員会に付託された議案の審議結果であります。よって、委員長報告といたします。

平成23年6月17日
決算審査特別委員会
委員長 繁田智子

議長

ありがとうございました。

認定第1号についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はい、植田君。

5番

今回の決算については反対の立場で討論させていただきます。

委員会でも申しましたように、22年度から県水の単価が立方当たり5円という形で引き下げがされております。これを県水受水量にかけますと、934万5,000円ほどの引き下げを本来すべきところであります。今回の決算でも11,463万4,000円の純利益が出ていることから、この分を引き下げても水道会計は決算黒字となります。予算のときも、県水引き下げ分を住民に還元する、そういう予算になっていないことから、共産党議員団は反対をさせていただきます。決算についても十分還元することが可能な結果となっており、住民負担を少しでも軽減していこうという姿勢が見られないということから、この22年度決算については反対をいたします。

以上です。

議 長

ほか、討論ございませんか。高幣君。

7 番

この水道決算については賛成の立場で討論させていただきます。

先ほども委員長から報告のありましたとおり、比較的、この3年から5年にかけて、順調に水道決算は続けておられると、こういう状況でございますが、ただ私が感じるには、一番大事なポイントとしては、未納の問題、欠損ですね、不納欠損あるいは未納金の問題、この辺が非常にまだまだ改善をしていかなきゃならないところではないかと、こういうように考えております。もしこの問題が解決できると、さらに純利益等は上がってまいりますので、ぜひともこのあたりを水道当局、十分に御検討いただき、また、この問題は単純に言えば集金という問題ですから、非常に人間的関係もありますので、そういうふうな人事面等も考えて、今後進めていってほしいと思います。

そういう観点から、賛成とさせていただきます。

議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数です。よって、認定第1号 平成22年度平群町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第2 議案第41号 平成23年度平群町一般会計補正予算(第2号)については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、高幣委員長。

総務建設委員長(高幣幸生)

総務建設委員長、高幣でございます。御報告させていただきます。その前に

申し上げますが、今回の本委員会の審議につきましては、できる限り各委員の発言をあらわしていきたいと、こういうことで、多少長文になっておりますが、御容赦をお願いいたします。

去る6月7日、本会議で総務建設委員会に付託を受けました議案第41号平成23年度平群町一般会計補正予算（第2号）についての審議結果を御報告いたします。

本議案は、歳入、歳出の補正額1億2,534万6,000円の補正予算でした。審議では、民生費福祉医療費の62万1,000円補正、商工費では観光費400万円、土木費平群駅周辺整備事業費の222万6,000円の補正、さらに教育費大規模改造事業費の1億1,850万円の補正でありました。

主な質疑では、観光費で、前の時代祭り補助金の会計報告があったかとの質問があり、これは補助金及び実行委員会への協賛を募り、約1,300万円弱の執行であった。この会計報告は同委員会で決算認定の承認を得たが、議会にも報告をしていなかった。次にこのようなイベントは町行政主導でなく、民間主導でやってもらいたい、県や町からの補助金が出ているので、県や町が補助金の範囲内の監査が必要であると質されました。このことに対して、当然適正な執行に努めていきたいという答弁がございました。

次に、土木費の都市計画費平群駅周辺整備事業費で、町が臨時職員を雇うという補正であります。組合でなく、なぜ町が雇うのかと質されました。この事業は組合施行ですが、地権者との組合のパイプ役は町が担っており、より高度で専門的な知識が必要で、的確かつスムーズに事業を進めるために、町の責任として臨時職員を雇用したとの答弁がありました。

次に、教育費大規模改造事業費について質されたのは、主に小学校再編成のアクションプラン（以後、プランと申し上げます）についてでありました。主たる質疑は、3月議会に学校再編に関する予算の提案がなかった点を中心にした質疑でありました。

質疑については、順次審議結果を御報告いたします。

1番、このプランを進捗するために、東小学校の用地拡幅、買収のための用地購入費、大規模改修に伴う測量設計費を当初予算に計上せず、補正で対応するという3月議会の答弁がありましたが、その理由として、できるだけ多くの住民の合意を得る時間が必要だということでした。それから3カ月、今回補正を出されたが住民の合意はできたのか、また、何をもちょうそういう判断をされたのかと質され、3月の当初予算に計上しなかったことについては、できるだけ住民の合意を少しでも理解をしていただく機会を増やし、より住民の合意をできるだけ進めたいという立場で答弁させてもらった。3月当初の段階では合

意が得られていないという判断をしたわけではありません。少しでも期間を延ばすことによって合意を多く得ていきたいという立場から、3月に各小学校、幼稚園、保育園の保護者との懇談会を実施、この結果を5月30日に全員協議会で報告しました。また、昨年10月にプランを住民に説明いたしました。この中のタイムスケジュールで、平成23年度には設計費を具体的に計上したいとも説明をしました。その結果、プランに基づき、6月議会で補正を計上したとの答弁がありました。

2番目、3月議会から3カ月しかたっていないが、その説明会のときも当初予算で計上しなかったのは、より多くの皆さんの理解を得て、住民の合意を得る努力をするためであると保護者にも説明されているわけです。この間に合意が進んだと理解したことから提案したということだが、より多くの理解を得るために時間を置いただけで合意ができたかと判断したのか。この3カ月の間で何があったのか。町の中で大きく変化があったのですか。住民の皆さん、特に南小学校の保護者から、議員選挙の前に公開質問状が立候補予定者に配られました。それに対する回答が配付されています。今回、議員定数12名になり、議会ではその意見に賛成というのが議会の大勢になるわけです。この間、事情が変わったという点では、それが一番大きな事情です。選挙ですから、当然住民の皆さんの何らかの意思がそこに、すべてとは言えないが、投票率は60数%ですから、3分の2近くの方の意思が選挙に反映されています。それを見るならば、いまのような答弁は出てこない。そこは真摯に見ないといけません。その点についてどう考えているかと質されました。町民の皆さんの合意につきましては、3月時点においても、いまの時点においても、結果としてはほぼ変わっていないと思っています。町としては、一部住民によるアンケートの件は知っていたが、町としては既にプランの説明を尽くしたとっておりますとの答弁でした。

3番目、次に、3月時点でもいまでも変わっていないのではないかとという答弁では矛盾があり、なぜ3月の当初予算時点で提案されなかったのかという質問になり、住民に説明をしっかりとしたいので、6月議会に提出したのはなぜかと質されると、3月の時点では、一部の住民の方の理解が得られていないとの認識から、4小学校のPTAを中心に、近隣の住民に対する説明責任を果たし、より多くの理解を得るため努力を、この3カ月やるべきという判断で説明会を開催し、理解いただく努力をしたとの答弁がありました。

4番目、次に教育委員会（以下、教委と記述します）は、3月議会でも所管担当としてはできるだけ多くの保護者の皆さんに合意を得たいという思いは非常に強いですが、中身は子どもたちの教育にかかわることから、さまざまな意見

が出るのは当然です。既に合意は得ていたが、さらなる合意を得たかったので先延ばしをしたと理解するが、この3カ月間は先延ばしただけで、何も変わってない。この答弁についてどのように理解されるかと質された。より多くの方の理解を得るため、3月後半に各校を回り、保護者対象に最大の努力をしました。その結果、保護者から出た質問については、報告のとおり、受けた感覚は多くの方から理解を得ているなという感じだと思います。ただ、南校区と西校区の方は、まだまだ十分な理解をいただいている点があることは否めないです。他校区の方からは、心配された質問も出たが、おおむね理解をいただいたと思っています。ただ、4月施行の議会選挙の結果は厳しく受けとめなければならないということも事実です。流れとしては、できるだけ地域の保護者に理解を得た上で、最終的に議会の決断を得るのが流れですとの答弁がありました。

5番目、一番大事な南と西で、いまのままではなくなる学校の保護者の理解を得ていない。そこが一番大事な問題です。3月議会で、当初予算で提出せずに6月に持ってきた。いろんな意図があるが、今回6月補正で提出した理由づけもその場しのぎで、整合性がない。誠実ではない答弁をしている。いずれにしても、今回の補正予算でプランを進めるために1億3,000万円の予算を提出されたのは、基本的に町の住民、特に西、南の保護者の皆さんを全く無視したやり方での補正を提出するというのは、3月に説明されたのかと質されました。本議会で補正予算として提案していくということについては、今後の予定として考えていると説明をした。ただ、反対の方がすべてではないと感じています。聞こえる声と聞こえない声というのがありますので、苦渋の判断をしなければならない、議員も苦渋の判断をしなければならないと思います。説明では、南小の保護者が中心と思うが、西小もそうだと思います。特に声が上がっているのが南小の方を中心に、存続してほしいという声が上がっているのは十分承知しています。しかし、一方では南小であろうが、西小であろうが、ぜひ再編成をしてほしいと切に願っている保護者もおられるということなので、そのことも含めて議員各位に適切な御判断を願いたいという答弁がありました。

6番目、校区によりどう考えているか、保護者から全部アンケートをとるのも一つではないかと。そのことも行っていない。本当に住民目線に立って考えているのか、このプランに無理があるのでは。だから、保護者に受け入れられないのでしょうか。真摯に受けとめてほしい。その一つとして、住民合意を形成するのはどう判断するか。議会に問います。町議選挙結果で見ると、いろんな方法があります。この間、選挙があったわけですから。その動向、議員の考え方、それを見たときに住民の考えはどちらに向いているかを理解すべきです。そういう流れの中で、なぜ急ぐのかです。まず、これが一番聞きたい。これまでの

理由の中で、平成26年に西小学校が9人になる。これは本当の理由ですか。過去において分校もあった。小学校1、2年生で2クラス必要なのか。1、2、3年生は数少なくとも十分により教育ができるのではないか。環境として何ら支障のないのではないか。例えば、3月にさせなくて、6月に出すのであれば、来年度に考えてもよいわけです。ほかに理由があるのか。ほかとの絡みがあるのか。それらを隠して、よりすばらしい環境をつくるためにと一貫して答えているのでは。このため、保護者に受け入れられないのではないか。このやり方は保護者に対して真摯的とは思えない。なぜ今年度でなければならぬのかと質されました。何か大事なことが表に出ないようにこの計画が急がれていると指摘をいただいたが、そのような考えは全く持っていません。本当に大事なことは、早く子どもたちに環境を整備してあげたい。町内の子どもたちに、全員の子どもに公平平等な教育環境を提供することは難しいにしろ、最大限のところまで提供したい。これが第一義です。そのためにタイムスケジュールを考えて、可能な方法を考えているので、26年度開校を目標に丁寧にすることがよりベターと判断していると答弁がありました。

7番目、なぜ急ぐのかということが保護者に伝わっていないのでは。これまでの経緯を見て、3月議会に提出されなかった。それは別として、26年開校を目指しているのはわかるが、保護者も住民も議会も含め、統一した考えで一緒にやっていくのであればよいが、いまはそうっていない。行政が主体となって全面的に強制的に進めているとしか見えない。いまの状況では26年開校をプランで謳っていますが、開校時期も含めて考えねばと思う。26年に開校しなければならない理由は何か。子どもの環境をつくる、1日でも早くつくるといのはわかるが、それが1年先送りして何か支障があるのか。例えば、27年開校だと大きな問題が発生するのかと質された。このことに対しては、やむを得ず1年、また1年と延びると、この1年の意味は本当にいまの1年と26年の1年と、また、それ以後の1年とでは随分と状況も変わり、意味合いも違ってきます。子どもたちに1日でも早くよい環境を整備してやりたい、将来を担う子どもたちにつくってあげたい。可能ならば、来年でもやりたい。きょうあすにでもやってあげたいと思っている。現在の4小学校は、学校長中心に特色ある教育をやっております。町民の皆さんも我が学校はよい学校だと感じてくれていると思います。これは教育の内容の改善や指導要領の改善や児童と先生の関係や地域との関係を、もろもろの工夫をしてそうになっていると思います。ただ、分校もかつてあったという話でしたが、子どもの数は多すぎてはいけませんが、適正な子どもの数が集まった学校にしたい。これは大事なことで、この考え方を原点として進めていきます。

8番目、3月に提出されなかったのはなぜかと議論になっているが、ちょうどそのとき請願が住民から出され、その請願の審査時、教委は各校に出向き、保護者と意見を交換したい、話し合いの機会を持ちたいという説明でした。当然その話し合いの期間に予算だけ計上するというのはおかしい手法で、教委の態度としては正しかったと思う。そのとき請願の中で、代表者は学校の再編をすることに反対をしている署名ではないという、署名789筆でした。遠距離通学に伴う児童の安全対策について十分な安全策が確保されているとは言えない等の問題点を抱え、形だけの住民説明会を開催して、結論ありきのプランを強行し、問題点については将来に先送りといった町当局の再編のやり方に反対していると述べられていた。一方、平成17年、行政育成委員会が開かれ、学校の今後のあり方について議題になり、それから全員協議会で説明がありましたが、プランに至るまでの流れを再度教委から説明をいただきたいと質されました。このことに対して教委は、行政育成委員会は平成17年度と18年度にわたり15回の会議でした。その中で、統廃合については教委にかかわる内容の提言が18年12月にありました。その後、18年12月15日に平群町立小学校の適正規模検討委員会が設置をされました。その後、翌年11月に適正規模検討委員会からの提言を受けました。その後、20年7月に学校再編成検討委員会が25名の委員で設置されました。さらに、21年6月23日に提言を受けました。その後、教委と町長部局との間で町立小学校の再編成調整会議をもちました。これは、適正規模検討委員会と再編成検討委員会の提言内容を受け、具体的にどういう再編を進めるかということを決めるための組織でした。延べ7回の会議を開き、22年5月に一定の結論を出しました。その後10月にプランを全戸配付し、住民説明会を開催したのが今日までの大きな流れと答弁されました。

9番目、平成17年から起算すると、5年かけて学校をどのように再編するかを検討してきたと理解をします。その中で一番重要なのは、その4学校区の中で、地域住民、PTAがきちっと再編を検討する委員会の中に入っていたのかと質されました。このことについての委員構成は、適正規模検討委員会委員17名、この中には識見を有する者で、大学の先生や各小中学校の現場の校長、各小中学校のPTA会長、子ども会の育成者連合会代表、教委、それから町行政で構成しました。副町長や総合政策課長、そういう方がメンバーでありました。再編成検討委員会は25名ですが、この中に自治会連合会代表、4校区ごとに1名で自治連合会は4名を選任でした。また、通学路の安全確保の問題も非常に大事な問題であり、交通安全協会代表、交通安全母の会代表、町子連代表、幼稚園・保育所・小中学校の各单位PTA会長です。さらに議会厚生委員

長、教育委員、町行政、住民からの公募2名ということで、多方面の意見を配慮したと答弁がありました。

10番目、検討委員会と今回教委の出したプランとは似て非なるものというのは、この間たびたび議論されていますが、教育長の考え方である1学級35人程度の複数学級が、子どもたちの教育にとって最大の環境を最低限補償することが一番大事だという。ここで基本にあるのは、だれが決めたかということです。子どもたちの教育にとって、現に西も南も学年単学級で大きな問題が起こっているのか。まず前提ありきでいくと、いまの町の子どもの数から言えば、小学校は2校しかないのです。できないのです。そこで再編成検討委員会で、完全に2校に持つていくための前提を先につくっているのです。それから校区は考えないとなっていますから、そこを持つていくしかないのです。プランでは、お金がないから町のいまの財政状況を考えれば、東小学校を大規模改修するのの流れとしたらそうなるのではないか。この提言で出された最初のほうで、PTA代表も入っておられた。その方たちに聞くと、多くの皆さんは北小学校はそのままとするならば、東・西・南のちょうど中間地点のよい場所に新設校をつくる、それならば通学問題とか安全面の問題が解消されるということで一定の理解をしたという声だったのです。ところが、教委が出したのは、新設校をつくるどころか、手狭な東小学校にあとの2校を押し込んで、両方とも北に偏っている小学校をつくるということが、南や西の子どもたちにとってよい環境になると言えるのかということです。その疑問には一切答えていません。バスを走らせるとか、電車に乗るとか、南小学校が新設された経過というのは、子どもが多くなったからですが、南地域の子どもの電車通学で雨の日は非常に危ない、子どもですからいたずらしたりします。そういう点も含めて新設されたという経過があるわけでは。以前も三郷町は2校、斑鳩町は3校で、2町より人口の少ない平群町の4校は多すぎるかもしれないが、地形が全然違うではないでしょうか。斑鳩と三郷を足した面積が平群の面積です。そういうことも考えるならば、今度のようなプランが教委から出てくること自体が問題です。当初予算で出さなかったのがだめと言っているのではない。出さなかった理由と、今度出してきた理由の整合性がないのではないかとということ指摘しているのです。当初予算で出さなかったことを問題にはしていない。それは町長の権限です。当初予算で出さなかった理由と、今回補正で出してきた理由に整合性がないのではないかとということです。そこが問題だと指摘をしておきます。

ここで、歳入の両方の質疑は終了し、討論に入りました。

反対討論では、この補正予算のほとんどは、小学校再編成、特に教委が提出しているプランを進めるためのもので、この問題については住民合意が基本的

に得られていない。いまの町のさまざまな角度から検討しても、東と北の2校に小学校統合することは、問題が余りにも多すぎる。特に、南小学校の保護者の大半は反対で、残してほしいという意見である。町の地理的条件や今後のまちづくりをバランスのとれたものにする意味からも、また、子どもたちの教育環境、いま以上に悪化させるということにつながりかねません。そういう問題点が多いプランを進める本予算という点から言えば、反対をせざるを得ない。

賛成討論では、小学校再編成についていろんな意見があることはよく承知しているし、また、編成される側の学校の子どもを通わせておられるPTAの皆さんの気持ちは痛いほどよくわかります。しかし、適正な規模の学校が望ましいと思いますし、なぜこんなに急ぐのかという意見がありました。急ぐべきだと思います。どんどん少子化が進んでいく中、1年延ばしに延ばせば延ばすほど、1クラスの子どもたちの数は減っていくということは目に見えているわけです。このプランを1日でも早く実現してほしいという声を何人からも聞いておりますし、南小学校区の人たちからも聞いています。この再編成はぜひとも26年度開校と2校という基本方針はぶれることなく、なるべく早く実現していただくよう期待をして、この補正予算に賛成をします。

次に、反対討論では、なぜ急ぐかと議論がありますが、教育長からも1日でも早くよりよい環境をつくりたいとの言葉は理解しますが、慎重にするべきです。それと、町議員選挙も含めて、議会の動向がある意味察する部分もあるはず。時代祭り、このことについては町長もぜひとも進めていきたいと発言でした。そういう意味では、この予算を今学校の問題と一緒にするということも少し問題があるのではないかと。もっと住民に対して真摯的に声を受け入れながら対応していくべきではないかということも指摘もさせていただいて、反対討論とします。

続いて、賛成討論では、時間をかけての計画だと思う。ただ、その提言とプランに乖離があるという指摘もありますが、東・西・南とも廃校にして、新たに小学校をつくる、それができればもちろんベストですが、このプランにも書かれているように、それだけの土地の確保というのがまず財政的にも平群町の地形的にも至難のわざです。初日に、地区計画では全会一致で可決になりましたが、地区計画の案が出されて下垣内、平等寺あたりは地区計画に入っております。そこには、学校は建物として除外をされている（建てられない建物として）ということです。そういう意味でも新たな土地を求めるということ自体がベストですけれども、現実からいうとできない問題です。小学校の再編は急がなければならない問題だと思います。人口のシミュレーションを見ると、平成27年度には西小学校の1年生が9名という数字があらわれています。平成28

年度7名、29年度になると12名と増えるが、これはどんどん減っていくことが予測をされています。

当然、減っていくことに甘んじて手をこまねているわけではないと思います。町長にしても、いかにして人口を増やすか、あるいは安全な工場誘致をして、財政力を高めていかなければならないという視点のもとで努力されていることはわかりますが、その努力と現実とは必ずしも比例しないということも実情であると認識しております。

学校教育の環境の整備をいうのは、小中学校もそうですが、知識とか知力とか、他議員の発言の中で、読み・書き・そろばんができればいいということだけでなく、人格形成とか社会人としての人間形成とか、そういう部分に深くかかわってくると思います。その中、1学年単学級で、しかも人数が1桁台ということは、本当に子どもたちにとって望ましい環境かどうかというのは、きちんと考えて結論を出さなければいけない、それだけの責任は私たちは背負っています。競争がよくないという言い方もされるが、自分自身が持てる能力をより高めて、伸ばして、発揮するためには、よい意味での競争というのにも必要になってきます。クラス対抗で何かをするということは、クラス自身で競い合う、そのために技術を磨いたり、体力を鍛えたりということもあるでしょうし、グループとして団体として一緒に力を合わせてやるのだということも培っていけるわけです。そういう意味では、早くこの計画を進めていただきたい。なお、南小学校の保護者の方々が非常に心配をしておられる通学路の安全性の問題、いろいろな問題については当然並行して解決に向けて努力をしていただかなければならない。スクールバスも必要になってくると思う。学校が近いから安全かと言え、必ずしもそうではないという事件も起きる。そういう意味での今回の一般会計の補正予算については賛成をいたしたい。

以上、非常に詳細に書いておりますが、委員の皆さん方の意見をできるだけという意味でやらしていただきましたので、御了解をお願いいたします。

採決の結果、本案については賛成多数で原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審議の結果です。よって、ここに報告いたします。

平成23年6月17日
総務建設委員会
委員長 高幣幸生

ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

議案第41号の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

6番

平成23年度一般会計補正予算（第2号）には反対をさせていただきます。

総務委員会の討論でも述べましたけれども、今度の予算のほとんどは小学校の統廃合にかかわる予算ということで、この小学校を2校にする現アクションプランについては住民合意を得ていない。このことは、この間のいろいろなさまざまな論議などからも私は伺えると感じています。特に今議会には、南小学校の保護者の皆さん、主に保護者の方たちだと思いますけれども、176人の方から南小学校の存続を求める請願が提出されています。そういう意味から言っても、いま町が進めているアクションプランに対して、住民の多くの皆さんは合意はおろか、反対をする声が非常に大きい。さらに大きくなっているというふうに言えると思います。教育委員会も、そのことは総務委員会の議論の中でも、当該の南小学校、それから西小学校の保護者の皆さんの合意は得ていないということは認めておられます。また、平群町の地理的条件も考慮すれば、子どもたちの教育環境やバランスのとれた今後の平群町のまちづくりを考える点からもですね、このアクションプランは問題が多すぎる。

これらの理由から、このアクションプランに基づく用地購入費8,500万円、測量設計委託料3,350万円を計上した本補正予算案には反対をいたします。

以上です。

議長

はい、戎井君。

2番

この補正予算に賛成の立場で討論します。

いま、反対の方が述べられましたように、この補正予算の主たる根幹は小学校再編成アクションプランのための予算だと承知いたしております。したがって、その観点から賛成の討論をいたします。

私は、南小学校の存続を望まれる方々に対して、それが間違っているという

ことはちっとも申ししておりません。また、いろいろな議論の中で、小学校を再編することによってメリット、デメリットをよく検討するべきだという意見も、委員会でもその他のところでもありました。私は、毎回申し上げている、前回もその前も申し上げました。この問題は、そういう観点で議論するべき問題ではないというふうに申し上げてきました。つまり、平群町のこれからの子どもたち、平群町の将来を担ってくれるこれからの子どもたちの教育環境がどうあるべきかという観点からのみ議論するべきだと私は思います。その他のことは、再編成なら再編成が行われた後で、あるいは再編成をする条件として、例えばスクールバスの問題であるとか、跡地の利用の問題であるとか、そういったことは十分議論すればいいと思う。この委員会の中でも出てましたように、もうはっきり言いますが、西小学校では近い将来に1学年7名という少人数の学年ができる、そういうことが予測されているわけです。また、この傾向は少子化がどんどんどんどん進んでいく中で増幅してこそあれ、回復することはないというのがいまの状態です。1学年10名を割るような小学校の規模が、将来の子どもたちにとって、このまちの子どもたちにとって本当に教育環境としていいのかどうかということのみ考えるべきだと私は思う。

そういう観点から、私はこの小学校再編成アクションプランを、平群町で2校の小学校にする、26年度の春に開校するという、この2点、ぶれないで粛々と進めていただきたい。そのための補正予算だと理解して、賛成いたします。

議長

高幣君。

7番

本補正予算についての委員長報告では可決でございましたが、私として考えますのは、とにかく時間をつくってほしいと。そして、時間をつくることによって何ができるか、いろんなことができるのではないかと、こういうことで、まず、反対をさせていただきます。

特に、いろんなことを考えますと、この問題に関してまだまだ世論形成が不足ではないでしょうか。ここらが一番私自身が悩むところでございます。この補正予算について、いろいろな観点から見た場合、何か再編プランを押し通そうという考え方が非常に強いんじゃないかと。それには、やはり保護者の皆さん方の合意を、納得感してもらおう、これが一番大事なことだと思います。そのあたりが不足しています。

特にまた、跡地利用についても、余り見えていない。やはり、これは南小学校だと思えますけれども、南小学校の跡地利用、それから西小学校の跡地利用、こういうところも見えない。もし見えれば、その地区の保護者さんも、そうい

うふうないいことができるのか、そんな夢があるのかと、こんなふうに思ってもらえて、合意っていうんですが、納得はしてもらえないんじゃないかと、こんなことを考えます。

最終的には、各校区の活性化を考え、そして、それと同様に町全体の活性化につながる、そういうものでなければならぬのではないかと私は思っておりますので、もう少し時間を町及び教育委員会側に与えたいという意味で、この予算については反対をせざるを得ません。

ただ申し上げたいのは、この予算には、先ほども私、委員長で御報告申し上げました民生費の問題とか、ほかに観光費の問題とかございます。こういう点については、本来的には通したいんです。これが、やはり町として一番大事なポイントはそこにもあるわけですから、そういう意味で、たまたま教育の問題とさっきの観光費、それから民生費が一緒になっておりますので、やむを得ず反対と言わざるを得ませんので、そういうことで、私はこの予算については、時間をかけていただくために反対をいたします。

議長

ほか、ございませんか。馬本君。

12番

今回の補正については賛成をしたいと思います。というのは、いまいろいろ、るる討論を聞いていますと、時間をかけるべきとか、いろいろな問題ございます。しかし、よく皆さん考えてください。私は、子どもたちに学校の教育環境をよくしたい、その一途でございます。というのは、この地域は駅前の周辺整備事業、組合事業として、していただいております。いま、仮換地認定、一部終わり、そして、換地計画がるる進んでおります。果たして将来、換地されたところをより一層子どもたちの学校施設の充実のための土地を取得するところは非常に危機感を感じているわけでございます。よって、将来の子どもたちのすばらしい環境づくりを進めていくための用地は、私は必要であると思います。

よって、賛成をいたします。

議長

ほか、ございませんか。はい、窪君。

8番

平成23年度一般会計補正予算(第2号)に反対の立場で討論させていただきます。

今回上程された補正予算の中には、小学校再編成に伴う測量設計委託料3,350万が計上されております。今議会でも請願が上程される中、この小学校再編成については、学校関係者、また保護者の皆さん、地域の方々など、町民

全体の理解と協力を得て再編成が推進されることが一番大事であると考えます。そのような観点から、時間をかけて慎重に審議するべきであると考え、反対をさせていただきます。

議長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより議案第41号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議長

挙手少数であります。よって、議案第41号 平成23年度平群町一般会計補正予算（第2号）については否決されました。

日程第3 請願第3号 平群南小学校の存続を求める請願書

は、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、植田委員長。

文教厚生委員長（植田いずみ）

去る6月7日、平群町議会第3回定例会本会議におきまして、当委員会に付託を受けました請願の審査結果を御報告いたします。

当委員会に付託を受けました案件は、請願第3号 平群南小学校の存続を求める請願書であります。

当委員会には、紹介議員に出席をいただいております。

請願第3号 平群南小学校の存続を求める請願書について、審査結果を御報告いたします。

請願の要旨は、平群町立小学校再編成アクションプランを見直し、平群南小学校の存続を求めるものです。

質疑では、今回の請願に対する理事者側の所見を質され、4年間にかけて町民の皆さん、地域の皆さんの代表、学校の先生方など、たくさんの皆さんの英知を結集した小学校再編成検討委員会の提言をもとにつくられたアクションプ

ランなので、見直し撤回することは考えていない、平群町の子どもたちの教育環境に現実的に一番適した案で自信を持って提案させていただいているとの答弁がありました。

理事者側へ跡地問題について質され、非常に重要な問題で、跡地の利用について、町や教育委員会が利用方法について全国的な例を挙げることは可能ですが、地域の方々が本当に地域の活性化を含めて御納得いただける、そういう跡地の利用でなければならないという観点から、町民の方々や議会からも提案をいただくことが望ましいので、具体的にいまの段階で町や教育委員会からの提案は考えていない旨の答弁がありました。

提言の中で、再編成を進めるに当たっては、議会や地域住民の意見を聴取し、理解と納得の上でとあるが、何をもって納得を得たと考えるのかとの質問では、最終的には議会での議決をいただくことが納得だというふうに考えているとの答弁がありました。また、提言の中で、アクションプラン策定に当たっては、広く町全体の意見を聴取しながら、再編成の時期や内容について理解の上、行われることが望ましいとされている。その点からいろんな方の意見を聴取されたのか、具体的にそういうことがあったのかと質され、速やかに実行という提言だったので、公聴会的なことは開催していないが、調整会議の回数を重ねるなど、可能な範囲で行ってきたとの答弁がありました。

検討委員会の答申に当たっては、財政的なことは言わないでと言いながら、それを踏襲したアクションプランになっていない。答申を無視した形になっている。それであるなら、アクションプランについて検討委員会の意見を聞くべきではなかったかと質され、提言の趣旨を逸脱するようなプランを策定したわけではないので、意見を聞く必要はないと考えているとの答弁がありました。

アクションプランの見直しを求める請願が2度にわたって出されている。全く見直す考えはないのかと質され、基本的にはアクションプランの柱である校数と場所についてはプランどおり進めてまいりたいとの答弁がありました。

討論では、教育行政というのは平群全体を考えなくてはならない。5年、10年、15年先を見据え、考えなければならない。5年余り各種団体の長、一般公募、そして議会議員などいろんな方々が再編成の委員会等々をやっていただいたことが一定の民主主義である。その提言を7カ月かけてアクションプランにつくり上げた。これによって、一日も早く平群を担う子どもたちが一層学問に励む施設をつくっていただき、それが地域住民の方の活性化にもつながるとの意見や、東、西、そういう学校の思いをあえていま、南小学校の存続だけに賛成は示せないなどの反対意見がありました。

南小学校を存続させる176名の方から請願が出ており、それを重きに置き、

住民の思いには議員は答えるべきとの意見がありました。

また、民意は大切にしなければならない。本当にメリット・デメリットを示し、判断してもらうことが大切。５年後、１０年後に今回のアクションプランが生かされることを願い、いまの段階での民意は請願に示されているものと考えますとの意見がありました。

再編成検討委員会で示された答申内容とアクションプランの内容に大きなギャップがあり、答申内容に対する検討が足りない。３月に引き続き、今議会に再度請願が提出され、これは大変重く受けとめなければならない。今後、少子化が進み、小学校再編成は避けて通ることができないが、子どもたちの将来とまちづくりに大きな影響を与えるもので、時間をかけて慎重に審議することが大事であるなどの賛成の意見がありました。

採決の結果、請願第３号は、挙手多数により採択すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託を受けました請願の審査の結果であります。よって、文教厚生委員長報告といたします。

平成２３年６月１７日
文教厚生委員会
委員長 植田 いずみ

議長

ありがとうございました。

請願第３号の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。馬本君。

１２番

請願については反対の立場で討論をさせていただきます。

請願の要旨でありますアクションプランは地域住民や南小の保護者との合意がとれていませんということが要旨に書いてます。それについて、文教厚生委員会で、私はメンバーでございますので、請願者の紹介議員に聞いたところ、南小の存続廃校については一切、これでは話し合いをする余地がないというふうに述べられたわけでございます。それで、いろいろその中でお話をさせていただいて、結果として私はこれについては、請願は反対をしたわけございま

す。

というのは、私自身も3月には議長をさせていただきまして、オブザーバーとして請願、出たわけでございます。その中で、いろんな方ともう1回話し合いをしていただきたいという旨も意見としてオブザーバーの立場で御提案をさせていただきました。しかし、再度請願の紹介議員さんはもう話し合いすることはでき得ないということをおの間明言されたわけでございます。

そこで、私はもっと話し合いすべきやなというふうに思っておりました。しかし、このここに書いてますように、要旨の中に大事なことを書いていまして、要するに再編成に伴い、地元地域が小学校なくなれば急速な過疎化は避けられずというふうにも要旨に書いております。この件については、私はるる一定の、私自身の跡地利用は、私自身の提言とさせていただきました。それと、それはそれとして、まず原点は平成17年に一定の行政教育委員会ということで、18年の10月に提言がされております。その中で、本委員会の結論としては、統廃合が必要と判断しているということをもって、その後、小学校適正規模検討委員会がされまして、その中で提言として、少人数学級の複数学級が望ましいじゃないかということの提言も受けられ、そして、その後再編の検討委員会が設立された。その結果、1案、2案、北小学校を残す、両方とも残すということで、あとは東小学校に南と西を統合し、東小学校を増築すると。もう一つは、新しく東と西、南を廃校し、その新しい小学校を一つ設置するという提言が1案、2案ということであったわけでございます。その後、調整会議を開かれまして、5年数カ月、この問題については議論をしていただき、先ほど総務委員会の中にも、委員長報告の説明にもありましたように、いろんな方々の代表者並びに公募もされ、議論をされた結果、こういうアクションプランが作成されたわけでございます。私自身は、これは私は民意と思っております。これは住民の民意であるというふうに私は確信しております。よって、住民の民意は私は尊重すべきであるというふうに思っております。そして、将来の平群町の子どもたちのことを考えますと、小学校はいま4校ありますけれども、中学校は1校じゃないですか。1人でも多く小学校のうちに友達をつくり、そして、小学校の子どもたちのコミュニティも図りながら、そして、中学校でまた友達もでき、いろんな競争心、いろんな、そうして学業にも励んでいただくこと、私は進めるべきやなというふうに思って、この請願書に反対をしたわけでございます。

町長、より一層このアクションプランについては、御努力をしていただきたいということをお願いし、反対の討論といたします。

議 長

はい、山口君。

6 番

南小学校を存続する、存続を求める請願には賛成をいたします。ぜひ採択すべきだと考えています。

いま、反対討論、るるありましたけれども、委員長報告の中にもありますけれども、南小学校の保護者の皆さん、特に請願を出されている多くの保護者の皆さん、いまの南小学校は素晴らしいというふうに考えておられます。もちろん通学の問題等は若干ありますけれども、基本的には、なぜいまの南小学校を廃校にしなければならないのか、その点で教育委員会を説明を幾ら聞いても理解できない。教育委員会の説明は1学年複式学級、それこそが子どもの教育にとって絶対唯一正しいんだ、こういうふうに言い切っておられるんです。ただ、これにはいろんな意見がありますし、現にいま平群町では南小学校、それから西小学校が学年単学級ですけれども、その中で実際に子どもを通わせている保護者の多くの皆さんが、いま、南小学校では何の不都合もない、逆に素晴らしい学校ということで、子どもたちももちろんですが、保護者としても非常に誇りに思っている、こういう声が圧倒的なんですね、選挙の中でも。だから、この間の議論の中で、教育委員会は幾ら話し合いをしても、基本的な部分は一切変えない、こういう姿勢でいまの南小学校の保護者の皆さんと幾ら話し合ったって何の解決策も見出せないではないですか。一たん、教育委員会のほうがすべてをもとに戻して、南小学校が廃校か、残すか、その結論をなしにして、話し合いを初めからするというならまだ話はわかりますが、北と東の、北小学校を残して、東の位置に新設校をつくるという点の基本的なところを一切変えないという点であれば、当然話し合いは幾らやったら合意はできません。

そういうこともあって、基本的に親の思いをしっかりと議会に届けたい。議会でも採択していただきたい。そういう思いで出されたのが、3月に続いて、今度の請願であります。私も先ほど一般会計補正予算の討論でも言いましたように、教育委員会のアクションプランというのは基本的に問題が多すぎる。中身についてはるる言いませんけれども、先ほど言いました親の思いもあって、176人にも上る方から議会に存続の請願が出されたわけです。その声をやっぱり議会としてはしっかり受けとめる、このことは私は大事だというふうに思っています。

そういう立場から、本請願には採択すべきものと、賛成の立場で討論といたします。

以上です。

議長

はい、繁田君。

11番

本請願につきましては、反対の立場で一言討論をしたいと思います。

先ほどの一般会計の補正予算の委員長報告の中で、補正予算についての賛成の討論で、私の意見もいろいろ委員長報告の中で報告をしていただいたんですけども、また、それとはちょっと違った観点で反対の討論を述べたいと思います。

本定例会初日に、この請願が上程をされたときに、私は紹介議員の方に質問をいたしました。3月にも請願が出てきてたわけなんですけれども、その理由が、3月当時に出された請願と理由が随分違うんじゃないですかということで質問をいたしました。あんまり明確な答弁はなかったんですけども、理由はともかく要旨については一緒やというふうな御発言だったと思います。

ただ、なぜかっていう理由は非常に大きな問題なんですよ。いまの山口議員賛成の討論の中でいっぱいおっしゃったんですけども、この請願文書によりますと、これは議会に出された公式文書ですから、初日にも確認しましたが、何も足してないし、何も引いてないし、提出された請願文書そのままが議案と一緒に配付をされたという局長の御答弁でした。

これで見ますとね、いま、教育的観点からということは一言も書いてないんですよ。理由はね、再編成に伴い、地元地域から小学校がなくなれば、急速な過疎化は避けられず、ますます少子化が進みますということが主な理由なんです。ところが、3月に提出をされました請願書については、いろいろ書いてあるんですけども、通学距離が延びることで、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれるリスクも高まるが、具体的な安全対策はどうなっているのか云々、そういうところの説明がされていないままでアクションプランを進めることには反対します。住民の合意がありませんという理由だったんですね。

これならわかるんです。本当に子どもたちの安全性のこととか、子どもたちの教育環境のことを考えて、保護者の方々が800名近い署名でしたかね、を出されてきた、800筆以上って書いてありますけれども、やっぱり子どもたちを中心に、どうすることがいいんか真剣に考えましょうっていう気持ちで出された請願署名やと思うんですよ、3月の請願署名はね。子どものことがきっちり書かれてあった。だから、私はその当時厚生委員のメンバーで、付託を受けた委員会で審議もしましたけれども、教育委員会にも聞きました、どうするんですかって、お話し合いをこれ以上されるつもりはないんですかと、解決しなければならぬ問題についてどうするのかということも聞きました。教育委員会のほうでは、保護者の方たちとなおまだ意見交換をしていくと、お話し合

いを続けていくという姿勢を示されたから、継続審査ということを私は委員会の中で提言したんですよ。

そのときはもう任期切れが目前であったということもあって、審議未了、廃案にするつもりであろうとかね、非常に非難を受ける中で、でも私はやっぱり話し合いを続けていただきたいという思いもあったし、何よりも子どものために私たちがいま真剣に考えるべきだという気持ちがあったから、継続審査にしていたいただいたわけです。

ところが、今回の請願文を見て、本当に残念というか、3月の時点で一生懸命子どものことを考えた私のその努力は何だったのかというむなしい気持ちになりました。今回出されているこの請願の中には、子どもたちのことが一つも書かれてない。子どもたちに対する思いが1行も書かれていない請願文なんですよ。過疎化が進むと書いてあるけど、実際にじゃあ過疎化が進むというのをだれか証明できるんですか。やった人がいるんですか。地価が下がるとまで言うてはる人がいるみたいですけど、それは本当なんですか。事実なんですか。そういう理由で、子どもの教育環境を語ることはやめてもらいたいと思います。本当に子どものことを考えるのであれば、やはりアクションプランにうたわれているように、その東小の跡地に学校を新しくつくと。それを私はベストだとは言わないけれども、ベターだと思います。

総務委員長報告の中にもありましたが、全く新しい土地に新しく用地を購入して学校をつくるのが、それはベストです。それができれば一番いいんです。総務委員会でも言いましたけれども、だけどそれは現実性の問題ではないわけでしょう。できないわけでしょう。だから、皆さんもそういう多分自覚を持ってはると思うんですよ。だから、初日に出てきた地区計画案にだれも反対してないんですよ。あの地区計画案ではね、学校はあの地域には建てられないんですよ。建てられないことをわかって、だれも反対してないんですよ。

それやったらね、本当に子どものことを思って、別の土地を購入して、新しく学校を建ててくださいというんだったら、あれには反対すべきですよ。お金がないというんだったら、お金をつくる努力をすべきですよ。町債なんていうのは別に銀行から借りなくてもいいんですよ。町民からお金を借りることだって、それは副町長、御存じやと思うけど、できますよね。できるんですよ。2万人から1万円ずつ借りることだってできるんですよ。本当にしようと思ったら、そこまでやるべきやと思います。ですから、私はベストの選択ではないけれども、いま、町が示しているアクションプランは子どもたちにとってはベターだと思います。必ずこれを進めていただきたい。町長にもそういうお願いをしたいと思いますし、その意味でこの請願は採択できないということを表明し

ておきます。

議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

1 番

私はこれを賛成の立場でお話をさせていただきます。

やはり、経済的な部分というのも、いま繁田議員のほうからおっしゃられましたが、多分僕も入っていると思います、その中に。実際不動産の価格に関してはもう下がるし、過疎化が進む。過疎化が進むまでは大げさでも、実際僕はあの周辺の方々とお話をして、小学校があるから来たと、あそこの開発されますよね、スーパーの前に。そこに来たのは、ここに小学校があるからだと。なくなったらどうしよう、そういう方ははっきり言っておられます。結構おられます。というか、かなりおられます。

そういう意味で、いてるかどうとかそういう問題ではないんです。明らかに、この署名をとるというのは、正直保護者の方からも署名という意味では軽いんですけど、800人の署名としては軽いというのは大げさですけど、書きやすいんですけど、請願書を書くというのは結構保護者の方にとっても勇気あるというか、教育委員会に逆らう、学校に逆らうということですから、保護者の立場からしたらかなりの気持ちを持って請願書を書いていると思うんです。

ですから、やっぱりそこは民意としてとらえるならば、いますぐにっていうのはちょっと無理やりではないかと思しますので、私はこの南小を残すという意味では賛成の立場としてさせていただきます。

以上です。

議 長

はい、高幣君。

7 番

私は、先ほど補正予算でも苦労した形で述べておりますとおり、この問題に関しては、やはり町当局、教育委員会当局が住民の皆様方、南校区の皆様方ともしっかりと膝を合わせてお話をさせていただきたいなと、こんなふうに考えております。特に、跡地利用、通学問題、これが一番身近なところだと思うんですね。そういう意味では、先ほど申し上げたように、例えば南校区の環境づくり、これからの環境づくり、西校区の跡地利用を含めた環境づくり、この辺のプランニングが非常に甘いんじゃないかなということで、先ほど補正予算は一たん否決をして、考え直してほしいと言ったわけですがけれども、この採択に関しては、私は南小学校の皆さん方のお気持ちは十分御理解は申し上げますけれども、やはりもう一度全町ベースに立った上で、町長が本来、あるいは教育委員会が本

来住民合意を得る問題だと思うんです。そういう意味で、時間をかせぐとなりますと、この南校区のみの存続という意味合いの請願には賛成はできないという気持ちで、不採択という考えで申したいと思います。

議長

窪君。

8 番

私は、平群南小学校の存続を求める請願書に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

9日の文教厚生委員会でも申し述べ、委員長報告にもありましたが、再編成検討委員会で示された答申内容とアクションプランの内容には大変大きなギャップがあり、答申内容に対する検討努力が足りないと、昨年8月3日の議員全員協議会でも申し述べたところであります。本年3月に引き続き、今議会でも再度請願が提出されましたが、これは大変重く受けとめなければならないと考えております。

町行政も住民説明会を初め、ことしに入りまして保護者との意見交換会も開催され、大変御努力をされていることも理解はできますが、私も傍聴させていただく中、その中での質疑応答ではなかなか保護者の皆様と教育委員会との話がなかなか理解が、納得を得るものではなかったように重く受けとめております。保護者から出されました御意見に、真摯にもう少し耳を傾けていただいて、十分な対応が必要でなかったのではないかと考えます。

これらのことを鑑み、今後少子化の中、小学校再編成は避けて通ることはできないことでもありますけれども、平群の子どもたちの将来とまちづくりに大きな影響を与えるものでありますので、慎重に、先ほども一般会計補正予算でも申し述べましたが、慎重に時間をかけて審議をすることが大事であると考えます。

私も再編成検討委員会の委員として参加をさせていただいている中、この答申の中にも、最後、学校関係者、保護者、地域の方々など、町民全体の理解と協力を得て、再編成が推進されることを望むものであると結ばれておりますことから、このような観点から、この請願には賛成をさせていただきます。

議長

ほかにございませんか。はい、山田君。

9 番

続きますけども、紹介議員ということで、端的に採択をすべきだという立場から討論させていただきたいんですが、先ほどの討論の中で、保護者の思いとして、子どものことがこの請願書には入っていないというようなとんでもない

お話もありましたけど、それは保護者の方々が自分の子どもたちのことを考えたっていうことは、この少ない言葉の中に私は十分理解できました。

その前段の部分にも、地域住民や南小学校保護者の合意がとれていない。保護者の合意がとれてない、当然保護者は自分らのことだけ言っているんじゃない。自分たちの、子どもたちの思いを込めて、端的に、前のときは長かったかもわからないですけども、それには町に対する圧力も入っているという話もあったということもおっしゃってました。それで言葉を短くされたということをおっしゃっています。それと、また、先ほど、地区計画の中では、私たち紹介議員は反対するべきだということをおっしゃってましたけど、アクションプランそのもの、いまの状況がおかしいんじゃないかというのが保護者の思いです。それは私の思いでもあります。そういう意味で、町がどうするべきだということをおっしゃって、いろいろ個人個人にも思いがあって、提案はさせていただいてますが、その方向づけをいまされているわけではないので、あらかじめそういうことも申し上げまして、私は採択するべきだという立場から討論させていただきます。

議 長

戒井君。

2 番

補正予算の討論に引き続いて、これは採択することに反対の立場で討論します。

もう理由は言うまでもありません。私はアクションプランを進めるべき、急いで進めるべきプランだと思っております。それから、住民合意ということをおっしゃいますけれども、適正規模検討委員会から小学校再編成検討委員会に至る経過を見れば、その委員会の構成メンバー等も考えれば、当然住民の皆さんの大多数の最大公約数が入っていると、住民合意はとれていると私は思います。どなたかの御議論の中で、言うても聞かへんねから言わへんという話がありましたが、それは双方に言えることであって、聞く耳を持たないつもりで出てこられても、それは討論にならないし、何が何でも説得して、思いどおりにさせようというのも議論にならないと思います。公平な観点から見て、適正規模検討委員会、小学校再編成検討委員会、それに引き続き、我々が、議員が就任に当たって同意をした教育委員の皆さんがお入りになったアクションプラン作成のための委員会、そういうものを考えますと、十分民意は反映されていると私は思います。

いろいろな思いはあろうけれども、そういうふうに私は考えます。よってこの請願は採択しないことにさせていただきたいと思っております。

議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより請願第3号 平群南小学校の存続を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。よって、請願第3号 平群南小学校の存続を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択をすることに決定しました。

議 長

3時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時30分)

再 開 (午後 3時50分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

議 長

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて。
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第

6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成23年6月17日提出。

平群町長 岩崎万勉。

記

住所 奈良県生駒郡平群町大字福貴237番地

氏名 塩野善彬

生年月日 昭和17年12月19日

以上でございます。

議長

提出者の説明を求めます。はい、町長。

町長

提案につきまして説明申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及・高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

塩野善彬氏は、民生児童委員を歴任され、豊富な知識と高い見識を持たれ、社会の福祉向上のために御活躍いただいております。人権擁護委員として適任であると考え、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議長

お諮りいたします。

本件は適任であると認定をして答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

議長

日程第5 発議第6号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局長

それでは朗読いたします。

発議第6号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年6月17日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 戎 井 政 弘

〃 奥 田 幸 男

〃 窪 和 子

〃 繁 田 智 子

〃 馬 本 隆 夫

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26条）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

以上でございます。

議 長

提出者の提案理由説明を求めます。はい、高幣君。

7 番

ただいま事務局長から議案説明がありましたとおり、私は平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間の議会議長及び副議長及び議員の議員報酬は、本則の第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じた額としたいと発議させていただきました。

発議に当たりまして、その趣旨について御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、町長の議会発言でも御存じのとおり、本町の22年度決算予想は、財政状況が安定化に向かっているとのことではありますが、この要因の大きな一つは町民の御協力の賜物ではないでしょうか。もちろん議員も19年度の7月から、議員14名の報酬20%の削減も寄与いたしてまいりました。

具体的に財政の安定化については、町民各位の御負担、特に固定資産税率の値上げ、福祉面での負担、サービスの値上げ、また各種教育面等でも大きな御

理解を得た賜物であり、黒字化が進めば一番に還元すべきは町民第1、町民の皆様でありますと、こう考えております。

少し町税について検証いたしますと、議員各位も御承知のとおり、23年度の町税収入の減少という事態であります。22年度決算予想の21億4,000万円が、23年度の予算では19億9,400万円と、税の減収方向であることも考えねばなりません。ちなみに20年度の町税収入は、23億2,900万円でありました。しかし、23年度予算では、20年と比較すると、実に町税は約3億円の減収であったことを議員として憂慮しなければならないのではないかと思います。一方、まちの声は、固定資産税も標準税率に戻してほしい、そのほか、町民負担の軽減を望まれる声もあります。

本町の財政は、まだまだ国・県からの交付税や補助金に頼っている現状であります。そのような環境の中で、固定資産税率を見直せば、約1億円の減収が予想されます。依然として、財政収支は大きく好転しておりません。厳しい財政環境の中、町議会としてもさらなる財政の安定を目指すため、議員報酬を20%の削減を継続に図りたいと考えております。これにより、少しでも財政の安定が進めば、1日でも早く御負担額を見直し、還元を図るものであります。

議員は町民が第一であることを忘れず、皆さま方の大きな御理解と御辛抱をいただけることによって、本発議をさせていただきたいと思惟ました。よろしく御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。なお、引き続き我々議員は切磋琢磨して、安定に向かいたいと、かように思っております。

以上でございます。

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。はい、井戸君。

1 番

そうしたらお聞きしたいんですけども、前回は大変だったと思うんですけども、何を根拠に20%ものカットを、もともと町会議員というのは正直厳しい財政の中で20%カットにするのかということと、なぜ2年間で、いまやもう半年で状況がすごく変わるので、なぜ2年間とか、4年にしたのか、もう1回2年間でまた考え直すということもあると思うんです。それをせずに4年間にしたのはなぜかっていうのをまずお聞きしたいんですけど。

議長

はい、高幣君。

7 番

4年の経緯につきましては、前期議会の方々は御存じだと思いますが、これは平成19年だったと思うんですけども、報酬審議会が開かれまして、それ

で20%カットの答申がございまして、それで平成19年の答申を参考にして、現在続いてきたわけです。それを今回踏襲ということをお願いをしている次第と、それからいま、本則4年間というものを申し上げたのは、これはきょうからと言ったら変ですが、スタートするわけですから、来年度調整の安定化がすめば、これを修正することは議員発議で、あるいは町からの発議ではできると思いますので、とりあえず4カ年というの期限を切ったわけです。

以上です。

議長

はい、井戸君。

1 番

わかりました。そういうことですね。

ほかあるんですけども、例えばその報酬審議会か、その中にそういう若手というのは、20代、30代、40代の方っていうのはおられるんでしょうか。若手の意見が通っているのかどうか、ちょっと知りたいんですけど。

議長

高幣君。

7 番

年齢は私、知りません。やはりあくまでそれは町サイドで事務局になって行われてますから、年齢は知りませんので御了承ください。

議長

はい、山口君。

6 番

いまの提案理由に、議員歳費を削減する目的として、一日も早く町民の方々へ還元を図る、その具体的な中身として、固定資産税の超過税率をもとに引き下げるといことなんですが、大体ばくとした数字を計算しますと、2割カットということは年間1,100万から1,200万の間で、要するに町の支出が減ることになるんでね。4年間だと約四千五、六百万になりますか。なります。それはそれとして、じゃあその財源を住民に還元する、具体的にどのように還元するのか、その点についてはどうなんでしょうか。具体的な、ここに還元するとまで書いているわけですから、当然これをみた住民の方々はどう還元してくれるのかなというふうに考えると思うので、もし提出者のほうで考えていることがあれば、説明していただけますか。

議長

はい、高幣君。

7 番

先ほども固定資産税の話をしてしまいましたが、いま0.18%上げているわけですから、例えばそれででも、ちょっとでも減税していくと、こういう考え方もあるんじゃないかと思います。そのほか、いろんな観点、学童保育料の問題やら、いろんなところで平群町政、いわゆる岩崎町政になってから上がっている部分がございますので、そういうところを今後町当局で、この1,100、正確に言うと、これはまあ期末手当がちょっと算定が危いところなんですが、ほぼ先ほど山口議員がお述べのように、私の試算では1,166万6,000円、これが減らされるんじゃないかと、こんなふうに思っています。そういうお金を有効に使っていただきたいということを町長に申し上げておきたいと思えます。

議 長

はい、山口君。

6 番

町長に申し上げられるのは結構なんですけれどもね、当然じゃあ、もうきょうは最終日ですから、今議会で提出ということにはもちろんなりません、例えば9月の定例議会、それまでに臨時議会があれば、そういう、1,100万円程度以内で住民に還元すべき、例えば私なんか優先すべきっていうふうに思うのは、母子家庭に対する教育資金をばっさり廃止されてますから、それを復活させるとか、そういう提案をじゃあ議員歳費を削った分でできる分については、提出者は当然だと、そういう提案があれば、取捨選択がありますから、一概に言えませんけれども、そういう提案があれば大いに結構だという、賛成反対はいま聞きませんが、そういう提案、そういうことも含めて考えているんだという理解でよろしいですか。

議 長

高幣君。

7 番

当然我々が節約していくわけです。節約って、削減するわけですから、そんな方向に使っていただきたいと私は思っております。

議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

12 番

私も、賛成者として入っている立場上、あのね、還元云々というのは、先ほど提出者が住民の目線で考えて、少子高齢化時代になっても、この平群において、果たして町税が1億ずつ毎年減って行ってる、その全体的なここに書いて

いるように、財政の安定化、これが私は基本やと思います。その一例として、私たち議会議員は20%、私は報酬は住民の税金でみな、100%税金じゃありませんか、議員の報酬は。それで、平群町の財政安定化のために、私たちも、20%カットすべきだと、引き続き、ということの趣旨でございますので、その点、私はそう思ってますので、ひとつその点よろしくお願いします。

議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。はい、井戸君。

1 番

私は反対の立場でさしてもらいます。

その理由として二つあるんですけども、このような議論というのを一切されずに、過半数を超える提案者が出られて、正直いま僕がしゃべっていることもあんまり意味がないというぐらいの何か状況で、一部の方だけでもう出したとたん決まってしまうという、この話し合いの場すら設けてもらえなかったというのが、ちょっと。

「そんなことあるかい、何いうてんねん、まあええわ」の声あり

1 番

と思うので、私はそのところはいかがかなと思うんです。もうちょっと話をして、いいとことか悪いとことか聞いてというのと、あともう1点ですけども、町民の皆さんはやっぱりよく聞くんですけど、いい人材、若い人っていうのをすごい期待しているんです。いまのような待遇で、実際町民の皆さんにもたくさんもらえるんでしょうとか、いろいろ言われるんですけども、ぶっちゃけ言うと手取りで13万ぐらいになるでしょう。そういう状況で、まあ言えば若手で有能な方が政治に参加するのはすごく難しいと思うんです。ちょっと家族を養うには厳しいと。案外アルバイトをすればいいっていう考えもありますけど、すごい議員の仕事って多いなっていう、広いなっていうのは感じました。ですから、限りなくあるんですよ。だから、そこを削っていかななくてはならなってしまう、もしアルバイトするならば、ちょっとそこが残念なところな

んです。

ですから、まあ実際のというのも、ほかのちょっと同世代の人にいろいろ聞いてみたら、もう選挙なしでも、こういう待遇でこういうなんやけども、町議会議員、正義感で引き受けてもらえますかという質問というか、そういうアンケートをとって見たんです。でしたら、やっぱりこれは厳しいと、しんどい、かわいそうというのがありまして、私はもう覚悟して、もうこれもある程度覚悟はしていましたが、そういうことも考えて、デメリットの部分も十分考えていただきたいなと思います。

以上です。

議長

馬本君。

12番

先程、ごめん。けれども、これだけ言うとか。高幣提出者から、井戸君には相談かけたんや。一つだけ言うとか。それは別やで。

それで、討論、お話ししましょう。

報酬というのは、給料との違い、何でしょう。この原点からして僕は考えるべきやと思う。これは報酬や、生活給じゃないかという論法もいろいろあるでしょう。というのは、私は報酬、字のごとく報酬でございます。よって、この住民のこれから高齢化していく、先ほど言いましたように、そして私たち12人は住民の血税をいただいております。報酬としていただいております。より一層そのいただいている報酬以上に住民のために還元、努力するのは私たちの使命と、私の使命と思っております。それで、今回6期目も挑戦をさせていただいて、いま、議場にいらしていただいているわけでございます。

よって、給料ではないというのが私の認識でございますので、その点も踏まえながら、一日も早く財政の安定化を目指していただきたいというために、20%カットすることは大いに私は賛成でございます。ひとつそういう点で、この発議については賛成をいたします。

議長

山口君。

6番

議会議員の報酬等の条例の一部改正案には反対いたします。

理由としては、町財政が厳しくなったのは、この間の議論の中でも明らかのように、平成16年度から始まった小泉内閣による三位一体改革による地方交付税等の大幅な削減、これが最大の原因です。このことは今回の議会の中でも、

当局の答弁の中でも認められております。

この財政難を乗り越えるということで、4年前に同種の提案がありました。それには、私ども日本共産党議員団も賛成をしております。それを乗り越えるために、もちろんこの間、さまざまなことはあったわけですが、一番大きかったのは、基本的に国のほうが行き過ぎた地方切り捨てをやめ、変則ではありますが、さまざまな名目の臨時交付金が平群町に対しても億単位で来た、こういうことが大きな原因です。

それと同時に、職員の皆さんの給与カットが長年続いている。そして、住民の皆さんへの負担増、これらのことが一体となって、当初の予定よりも早く、22年度末で黒字なる。この21年、22年の2年間の一般会計だけを見ても5億円近い黒字になる、こういうことになっています。

こういう状況の中で、国が救済措置をとって、今後の状況もありますから一概には言えませんけれども、それと先ほど、平群町の税収が大幅に減っている、このことは既に昨年あたりからずっと議論もされています。これについても、住民負担増が平群町の人口減をさらに招いている、私はそのように、そのことが大きく影響している、このように考えています。

そういうことを考えるならば、いま私たち町議会議員が何をなすべきか。基本的には、住民の皆さんとともに、平群町の財政の健全化はもちろんです、住民の皆さんが暮らしやすいまちをつくる、そのことによって税収も上げるし、また、暮らしやすいまち、住んでよかったと言えるまちをつくる。そのためには、議員としてさまざまなことが要求されます。それをするためには、先ほど井戸議員のほうの討論でもありましたけれども、若い人たちは当然ですけれども、それぞれがさまざまな勉強もする、いろんな経験もする、そういうことも大事です。もちろん報酬という名前で、生活給ではないとおっしゃる方もいらっしゃいますが、基本的には議員として生活もしながら、生活をするによって、住民に皆さんの暮らしを自分たちももちろん体験するわけですし、お一緒になってやっていける部分が大きくあるというふうに思っています。そういう点がまず1点。

それと同時に、先ほど言いましたこの4年間の財政の推移、また大きく状況が変わった点、人口の減少が続く中で、魅力あるまちづくりをするために、いま全国の市町村は自治体間競争という形でさまざまなまちづくりに取り組んでおられます。それらを提言する、もちろん町長初め職員の皆さんが提案される、それもあります。しかし、議員にいま求められるのは、そういう中でさまざまな提案をする、その資質を磨く、こういうことも大事だというふうに考えています。同時に行政のチェック、これも議会議員の基本的な仕事ですので、それ

はますます重要になっています。そういうためには、ある程度の議員報酬というのは私は不可欠だと思うんです。

皆さんも御存じだと思いますが、奈良県内でも、市に比べて、町村議員の歳費っていうのは住民の皆さんが考えておられるほど高いものではないんです。いま、平群町の議員の年収、月29万の歳費ですけれども、年収で450万、高いか安いはそれぞれ、いろんないまの生活状況の中でありますから一概には言えませんけれども、私は議員としてしっかり活動、住民の皆さんに奉仕するという立場であれば、この金額が高いとは考えていません。これを2割カットする、そうなれば360万円ということになります。

アルバイトのことは云々にして、一定その他の収入がないとなかなか議員として活動できない、こういう状況では、私はさまざまな問題が今後出てくるのではないか、このようにも考えます。もちろん、住民の皆さんも苦しい生活の中で負担増をされている。その中で議員もその思いをいたすべきではないか、それには共感します。しかし、そのことと今後のまちづくりを考える場合、住民の皆さんにしっかり、平群に住んでよかったというまちに、思ってもらうためにも、議員としての活動が十分できるような歳費は最低限必要だというふうに考えますので、そういう立場から、現時点でのこの歳費2割カットには反対をいたします。

議長

ほか。繁田君。

11番

20%をカットするという、この提案については賛成の立場で少し述べたいと思います。

いま、小泉内閣のもとで三位一体の改革、まあ、これ、括弧つきですが、かなり地方自治体は財政的に疲弊せざるを得なかったというか、苦しい立場に立たされたことは否めない事実やし、私もそれは認めています。

ただ、平群町の場合、これはまた以前にお聞きになった方からすれば、またかとお思いになるかもわかりませんが、もうほぼ、ですから10年ぐらい前になると思うんですが、平群町の財政シミュレーションを長期的に見た場合、平成17年あたりが償還金がピークになるっていう予測がされていて、それでかなりそのときには財政力がおちてきている時期でありました。平成12年ぐらいですね、ですから。そのためにかなりやっぱり行財政改革を進めて、平群町をやっぱり足腰強くしておかなければいけないんじゃないかということは、まさにこの場で私、当時の町長に提案をさせていただいたことがあったんですが、なかなか行財政改革に着手をされなかったと。言っている間にそういう小泉改

革みたいな波が押し寄せて、非常に平群町の財政力が苦しい事態になったという、そういう流れがあります。

その中で、まず当時の町長、岩崎町長ではありません、当時の町長職にあった方が、職員の管理職手当のカットから初めて、だんだんカットカットにつぐ措置をされてきたわけです。住民の方々にも、固定資産税の引き上げという案も事実この本会議に出たこともあります。その当時は実現しませんでした、そういう案も出ました。

その中で、私たち議員もやはり住民の方々にも、このままでは示しがつかないだろうということもありましたので、何とか議員も財政再建に貢献しなければというところで、20%カットというのを4年前に提案をさせていただきました。

報酬が高いか安いかはいろいろ議論はあるんですが、私たち議員は地方公務員の特別職、非常勤の特別職という立場であります。それで、これがいいのかわいいは別にして、長年地方の議員というのは非常勤という扱いで、そんなに仕事もないだろうというふうなもとの、多分自治法が定められた当時はそうだったんだと思うんですが、いまおっしゃるように非常に複雑化してきているし、仕事の量、なすべき仕事も増えてきていると思います。ただ、だから報酬カットに反対するということではなくて、私は昨今、議会基本条例の制定のときにも、委員会の中で発言したんですけれども、報酬とは別に調査研究費、調研費ですね、そちらのほうできちっと議会議員の調査活動、あるいは研究活動を保証すべきではないかという立場であります。これはまた別のところで当然議論をしなければいけないんですけれども。

先ほど提案理由のところ、財政の安定を目指し、1日でも早く町民の方々への還元をというところで、具体的にじゃあ節約した1,000万どうするんかという話がありましたが、私たちは1,000万、1年間に約1,000万節約することで、町長にこういうことをやってくださいということは言っていない立場であります。予算というのはあくまでも町長に編成する権利があるわけですから、ただ、ですから、町長もみずから40%給料をカットする中で財政健全化に努めてこられました。健全化が実現した暁には、やはりまず第一に町民に方々に御負担をかけた分を解消してほしいと、そういう意味でこの提案理由は書かれているものでありますので、この点もよく御理解をいただいて、本案については賛成をしていただきたいと思います。

以上、賛意を示します。

議長

ほか。はい、山田君。

9 番

議員報酬、費用弁償、条例の一部を改正する条例については反対の立場で一言討論させていただきます。

私、実は前期4年間、4年前も当然20%の歳費をカットされておりました。当然、私はそのときも、そのときは賛成をさせていただきました。この1年間を振り返ってみて、何がいま変わったんだらうか。まず、大きく変わったのは赤字団体から脱却したと、それ以外は変わってないんですよ。住民負担、職員の給与カット、固定資産税値上げ、下がったわけでもない。そういう意味では、引き続きある一定の部分で報酬をカットすることも必要だということは私も思っています。

ただ、この4年間行うということは、これが果たしていいんだらうかという意味で、なぜそういうことを申しますかと言いますと、これからいろんな面で赤字団体から脱却したときにはいろんなことが変わっていくと思います。職員の給与カットについても、たしか1年間、本年度で、来年度はまた新たな交渉、一たん戻すということになっています。そういう意味では、議員が4年間をも決めて下げるということは、そのときの交渉事や住民負担増をなくすということについても足かせと言いますか、それが逆の方向の意味をなす部分もあるんじゃないかということも心配いたします。そういう意味で、私は2年間で本来修正案を出すことも、検討もさせていただいたんですが、現実的には6人の方で提案されております。ということは、当然この議案は通常で考えますと通るということになります。

私自身、何度も言いますが、いま20%カットするということに対しては大きく反対という意味ではないんですが、そういう意味では、2年後には本来再検討するためには、そういうことも、いろんな方向性も考えてすべきではないかというのが私の考えでございまして、そういう意味で反対をせざるを得ないということを一言申し添えて、反対をさせていただきます。

議長

ほか。戎井君。

2 番

賛成の立場で討論します。

私はいくらもいろいろという必要はないと思います。とりあえず22年度の町の財政が赤字から脱却できるという見通しがついたら。はい、待ってましたと議員報酬のカットをやめるとするのは、これはいかにも住民の皆さんにどうやっていいわけするんですかね。私は、町の財政を健全化するためにさまざまなことを住民の皆さんにお願いしてきたこと、これは率直に御負担をいただい

たことに対して感謝を申し上げなければならぬと思います。ですが、なぜ平群町が、例えば皆さんがおっしゃる固定資産税を改正したり、あるいは福祉の面で御辛抱いただいたりということになぜなったのか。それは、賛成の議員の賛成討論にもちょっと触れられましたが、それは小泉内閣の問題もあるでしょう。否定はいたしませんけれども、じゃあ、三位一体の改革で地方財政が苦しくなったというのは平群町だけでしょうか。皆同じように、同じ法律で同じように管理されてきたんじゃないんですか。なんで平群町は7年間赤字に苦しんできたんですか。やっぱり、大変失礼な言い方、感になるかも知れませんが、そのときの行政を選んできた住民にも何ぼか責任は感じてもらわなあかと僕は思うんですよ。それは、言い方が語弊を招くと思いますけども、必ずしも平群町の財政悪化がそれだけであったということは言えないと思うんです。若干のやっぱり住民負担というのは御辛抱いただかなあかん面があったことは事実やと僕は思います。皆さんの御協力でこの実質3年間ぐらいで何とか赤字脱却ができるという。そうしたら、はい、待ってましたと議員報酬をもとにもどす、それは住民の皆さんは納得せんでしょう。

私は、そういう観点から言って、それはもっともっと黒字がたくさんできて、いろんな面で住民の皆さんにお返しができるようになったら、4年間と言わず、どっかの時点で、それこそ議員発議で修正をすればいいことであって、私はこの案でいいと思います。

以上。

議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第6号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

ここで、午後 6 時まで時間延長します。

日程第 6 発議第 7 号 震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求め
る意見書

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第 7 号 震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により
提出します。

平成 23 年 6 月 17 日

提出者 平群町議会議員 山 田 仁 樹

賛成者 平群町議会議員 森 田 勝

震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書。

3 月 11 日に発生した東日本巨大地震・大津波被害からの本格的な復興は、被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。我が国全体が非常事態であるいま、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにもつながる。したがって、一刻も早い復興に向けて、さらなる補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発出することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、菅直人総理は、5 月 16 日の衆院予算委員会で「拙速は気をつけなければならない」などと述べ、本格的な復興に向けた大規模な補正予算編成を 8 月下旬以降の臨時国会に先送りする方針を強くにじませている。こうした姿勢は一刻も早く復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災民の気持ちに背を向けるものであり、決して許されるものではない。

よって、政府及び国会におかれては、今般の未曾有の大震災から一刻も早い復興を実現するため、早期に第 2 次補正予算を編成し、国会の会期を延長してでも早期成立を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

以上でございます。

議 長

提出者の趣旨説明を求めます。はい、山田君。

9 番

いま、局長のほうから朗読していただきましたが、私の方から趣旨説明させ

ていただきます。

3月11日に東北地方を襲った巨大地震と津波による大災害は、想像をはるかに超えるものでありました。国難とも言うべき事態に直面し、国民が一致結束してことに当たろうとするいま、政治はまさに役割を果たさなければならないと思います。

このところの報道によりますと、民主党の岡田幹事長は、国会会期の大幅延長を表明し、第2次補正予算案は7月中旬の成立を目指すという報道も行われていますが、まだ決定されたわけではない状況の中、東日本大震災の復旧振興対策の審議が遅れているのも現状のようです。

22日までとなっている今国会の会期を速やかに延長し、震災対策を急ぐのは当然であり、被災者が希望の持てる再建の道筋を一日も早く示す責任があると思われまます。

被災地では、がれきの撤去などの復旧作業も思うように進んでいない状況のようです。被災者の仕事の確保や福島第一原発事故の補償問題など、急を要する課題が山積しています。そのような意味からも、一刻も早い復興を実現するため、早期に第二次補正予算を編成し、国会の会期を延長してでも、早期成立を図るよう要望する必要があると考えています。

議員各位の御賛同をよろしくお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第 7 発議第 8 号 当面の電力需給対策に関する意見書を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは、朗読いたします。

発議第 8 号 当面の電力需給対策に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 2 3 年 6 月 1 7 日

提出者 平群町議会議員 山 田 仁 樹

賛成者 平群町議会議員 森 田 勝

当面の電力需給対策に関する意見書。

3 月 1 1 日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力・東京電力管内地域は、原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。

さらに、菅直人総理による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず、全国的な問題に発展している。

電力供給力不足は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼす。政府は、今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。

しかしながら、政府の電力需給対策本部が 5 月に発表した対策では、国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれなかった。

夏場の電力不足を前に、政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

よって、政府及び国会におかれては、下記の項目について速やかに実現を図るよう強く要望する。

1 . 自家発電設備、太陽光発電・蓄電池・太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。

2 . L E D 照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急を実現すること。

3. 稼働中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること。

4. 電力需給のひっ迫が長期化することを踏まえた法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。はい、山田君。

9番

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災は、東北・北関東地方の太平洋沿岸部を中心に、多くの住民の命と生活基盤を奪い、さらに、自治体機能、電気、ガス、水、道路などの生活インフラも破壊し、我が国災害史上最大の被害規模となりました。

今回の災害は、大地震だけでなく、それに伴って発生した巨大津波が、未曾有の大惨事を招いたことが大きな特徴でありました。特に、東京電力福島第一原子力発電所、第二原子力発電所における事故の発生、東北電力管内及び東京電力管内における火力発電所等の電源施設の破損、停止、送電設備の破壊等により、震災発生直後には、東北地方一体の電力供給が遮断され、首都圏への電力供給も大幅に減少しました。

その後も、電源施設復旧の遅延と福島原子力発電所の完全停止により、首都圏の電力供給はひっ迫し、計画停電が実施されました。十分な周知も行われずに実施された計画停電により、鉄道などの交通インフラは多大な影響を受け、多くの帰宅難民を生むとともに、信号機の消灯による痛ましい交通事故や医療機器の停止による患者の生命を脅かす事態も発生したようです。現在計画停電については、国民や企業の節電努力、火力発電所等の電源施設の復旧、季節の変化などから、電力需要が減少したことによって、当面は実施しないこととされているようです。

去る4月8日に政府が発表した、夏季の電力供給対策の骨格においても、不実施が原則と記されているようですが、政府からは電力需給ギャップ解消に向けた十分な対策は示されておらず、依然として予断を許さない状況のようです。そのような中、夏場の電力不足を前に、政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すよう要望する必要があると考えています。

議員各位の御賛同をよろしく願いして、趣旨説明といたします。

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。植田君。

5 番

少し提案者の方にお聞きをしたいと思います。

まず、3番目に、稼働中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること。これは当然だと思います。ただ、いまだに福島原発の収束はなし得ていないということがあるわけですし、そういう中で、当面の電力需給ということで、今回の意見書が出されているんですが、そういう意味で、この3番について、原発の安全性の、安全対策を講じることなんですけれども、それが引き続き原発での発電というんですか、エネルギー施策として、原発を認めていくという、そういう内容のものではないのかどうか、そこら辺のことをお聞きをしたいというのと、それから、4番目の部分ですね、法制度の見直しや運用改善っていう、具体的にどういうものがあるのかなというふうに思うんですけど、そこら辺のところを少し御説明いただけたらと思います。

議長

はい、山田君。

9 番

3番目の、早急に指針を示してってどういう方向でだという御質問かなと思うんですけど、要は安全対策を十分に講じて、いまの原発を引き続きするというのを、そのまま継承するのではなくですね、そういった安全対策も含めて、検討の上でどうしていくかということを考えていくということだと私は考えています。

それとですね、4番目ですけど、法制度、いろんな法制度があると思うんですよ。いろいろ、例えば大気汚染防止法であれ、消防法、建築基準法、工場立地法、電気事業法、騒音防止法、振動規制法、そういったいろんな法制度の、法律の中の、要は縛りと言いますか、規制をあらゆる方面から検討していくということが必要であるということでございます。

議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

続きます

日程第 8 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が 3 名生じたため、町村議会議員から 3 名を選出することになりますが、4 名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第 8 条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第 33 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第 33 条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

議場閉鎖

議 長

ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番植田君、11 番繁田君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

投票用紙配付

議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

投票箱点検

議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。

それでは、順番に。

局長の点呼により順次投票

議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に指名いたしました5番 植田君、11番 繁田君の開票の立会をお願いします。

開票

議 長

選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票数12票、無効投票0票。有効投票中、芝和也君、2票、高岡進君、10票、谷完二君、ゼロ票、堀口誠君、ゼロ票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

議場閉鎖

議 長

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

追加日程第1 発議第9号 表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第9号 表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年6月17日

提出者 繁 田 智 子

賛成者 戎 井 政 弘

” 高 幣 幸 生

” 窪 和 子

表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議

私たち議会議員は、住民から直接選挙で選ばれた住民代表である。町長もま

た住民に直接選挙で選ばれた首長である。両者をして、今日二元代表制と言われるゆえんである。

議員は住民代表としての自覚を持ち、みずからの言動に責任を持たなければならないということは言うまでもない。特に議員必携、全国町村議会議長会編によれば、表決は議員にとって最も重要な基本的権限であり、議員としての存在意義は表決権の行使一つに集約できるとさえ言われている。

当然のことながら、有権者の一人一人は、選んだ議員の採決における態度表明に注視している。昨今の本町議会においては、相反する議案、請願、議員提出議案を含む、または相反するとまでは言えないとしても、趣旨の異なる議案の採決において、いずれにも賛意を表明するなど、上記の表決権の行使において極めて不適切な態度表明が行われている傾向がある。

このような事態に良識ある住民は、本町議会に対して不信感と不快感を抱いており、このまま放置すれば、住民代表としての議員の資質が問われるばかりでなく、議会のあり方そのものが厳しく問われることとなりかねない。よって、本町議会は議会基本条例を遵守し、議員各自が品位の保持と節度ある態度を守り、住民との信頼関係を損ねることがないように、住民代表としての自覚と責任をもって議員活動をまっとうすることを改めて確認する意味で、ここに決議する。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。はい、繁田君。

11番

それでは、趣旨説明を行いたいと思います。

これは、今回の選挙後ではなくて、以前の議案に対する態度表明でも問題になったことがかつてあるんですけれども、これは二つの請願に対して、二つの請願とも賛成をされた議員がおられました。一つの請願については、紹介議員という立場であるにもかかわらず、両方の請願に賛意を示された、表明をされたということがありまして、その折、町村議長会にそういう表決の仕方が認められるかどうかの確認をしたことがあるんですけれども、それはやはりできないと、好ましくないという回答をいただいたことがあります。

今議会におきましても、定例会初日に発議が行われております。国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてという、これは発議第5号として議員から出されました。同じく、国民健康保険税条例の改正については、町長のほうから、町長部局からも提案をされていたわけなんです、発議が否決されて、次、町長提案の採決が行われたときに、発議者、提出者、賛成者兩名ともが賛

成をされるということが起きました。これはやっぱり本来、先に説明をしましたように、両方の請願に賛意を示されたと等しい態度表明になるのではないかと思います。

どちらにも賛成ということは、本来あり得ないわけですから、今後、やはり平群町議会としては、このような態度表明については厳に慎まなければならないのではないかとということを全体で確認したいという趣旨で提案をさせていただいております。なお、全国町村議長会のほうに問い合わせをさせていただいたところ、明確な判断基準はないということでした。やってはいけないというわけでもないけれども、やっても構わないという基準もないということなんです。ですから、言えば、平群町議会でそういう確認というか、ルールを決めるべきものではないかと思えます。それぞれの町村議会がお決めになることで、最終的なお答えだったようですので、ですから改めて、あえて、ここに決議案を本日提出させていただきました。

皆様方の御賛同を得まして、全会一致で可決賜りますようお願いいたします。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、山田君。

9 番

基本的に、ここに書かれていること、もう当たり前のことで最もなことだと私は思うんですけど、ただ、ちょっとお聞きしたいのはね、いろんな思いがあると思う。私自身は、請願と議員発議、これは扱いが別のもんではないかというふうに思うんですよ。初日の議案の中でも、私の考えはお話をさせていただきました。私は請願というのは住民の思いを出されることに対する議員の紹介等も含めてであるんですが、それと、発議というのは、要は条例改正であったら、てにをはの一つ、文言の一つずつも変われば全然意味も変わってきます。相反するということもあり得ます。ただ、請願については住民要望ということで、特にそれが、請願がおったからといって、条例改正等とは意味がまた違うんで、その辺で、要は、その判断基準が一番難しいんじゃないかと思うんです。

いま、繁田議員おっしゃったように、町村議会のお話もされました。そういった意味で、そのときそのときに出てくる議案によっても、判断基準が難しい、人によってですよ、人それぞれによつての思い、要は趣旨が異なっているのかどうなのか、それはそれぞれによつての思いも違うと思うんですが、そういった場、部分でですね、それを平群町議会としてどういう判断を、全体の意思としてですね、民主主義ですから、平群町議会としてどういう方向で進めていくかということを決めることは必要ではないかなって私は思うんですけども、

そういうことについては繁田議員はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長

はい、繁田君。

1 1 番

すみません、ちょっと頭が悪いので、質問の趣旨がもう一つよく把握できていないんですが、ただ、先ほど趣旨説明でも少し延べさせていただいたんですけども、発議の提出者とか賛成者に名前を載せている方は、少なくともその発議が否決されたからといって、別の案に賛意を示す、賛成するというのは好ましくないのではないかと思うんです。

具体的に言うと、初日の国民健康保険税条例については、これは中身がはっきり違います。発議者の中身と町長提案の中身は、保険税の計算方式を3方式と4方式という、はっきりもう違う中見になっているわけですね。

ですから、少なくとも提出者と賛成者については、みずから出した案がダメだったから、違う案に賛成をするという態度表明は厳に慎むべきではないかと思うんです。たまたまかどうかわかんないですけど、山田議員もその採決に当たっては、こちらがダメだったらこちらというわけにはいかないんで、やっぱりどちらか一つに賛成を表明するという討論をされたと思うんですけども、やはり、町議会議員としては、それが最も責任のある表決の仕方であるというふうに私は思いますので、その点を御理解いただければと思います。

議 長

はい、山田君。

9 番

すみません。ちょっと質問の仕方が悪かったんかもわかりませんが、そういう意味では全然ないっていう意味じゃなしにですね、それは私は私、あの当時も、そのときも、私は私のことで考えました。

ただ、この決議案の中身は、先ほど言ったように当然当たり前のことだと思っているんですが、そういう個別案件ではなし、何かを指しているんじゃないし、今後も含めているんなことを、その人それぞれによっての判断がいろいろ変わってくると思うんですよ。趣旨が異なっているのか、どうなのか。その辺のことは町議会としてどっかで一定、その都度やっぱり決定していく必要があるんじゃないかなって私は思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうかということでお聞きしたんですけど、まだちょっと聞き方が悪いんでしょうかね。

議 長

はい、繁田君。

1 1 番

趣旨が異なっているかどうかの、その判断をどこでするかということ。

9 番

人それぞれによって違うやろうから。

1 1 番

人それぞれによって違い、違うと言われれば違うんやけれども、その辺はやっぱりきわめて常識的な判断が働くんじゃないかと思うんですよ。だから、その趣旨が違わないのであれば、当然対案という議案は出てけえへんわけで、出てくるということは、趣旨が違うから出てくるわけですよ。趣旨が違ってなければ対案出てこない。だから原案があって、その原案と違う趣旨のものでなければ、修正案というのは出てけえへんわけですよ。だから、原案があって、修正案があった場合、修正案に反対して原案に賛成なんか、修正案に賛成して原案に反対なんか、それしかないわけですよ。だから、趣旨が違わなければ、対案というのは基本的には出てこないというふうに私は考えております。

議 長

山田君。

9 番

すみません。ちょっと言い方が悪いんですかね。あのね、例えばそれは、例をあげましょうか、この間の請願についての話、例で挙げますね。そうしたら、例えば紹介議員にも何にもなってない、住民の趣旨としては2分の1、子宮頸がんについては2分の1補助なのか、全額補助なのか、両方の住民の意思を議員としても、やっぱり補助は補助なので、片方しか選べるのか、両方、紹介議員にも何もなっていないときに選べるのか選べないのか。その辺のときのごとが明確に私はなってないように思ったので、そういう意味では、そういうことを議会の中で、例えば議会、議運の中で一定のルールをその都度、これについては対案、相反するものであるとか決めていくというお考えはどうでしょうかということでお聞きしているんですけど。

1 1 番

議運の中で決めていく……。

9 番

例えばですよ。

議 長

はい、繁田君。

1 1 番

せやから言ってるのは、提出をしている人と賛成をしている人というのは、

やはり、それはその部分についてきちっと節度である態度でその部分は守るべきやと思うんですよ。ただ、そうじゃなくて、紹介議員にもなってない、提出もしていない、賛成もしていない人は、別にこちらがいいと思って手を挙げたけど、だめだったからこちらというのは、それはまあ100歩譲ってある話やと思うんですけど、少なくとも、提案している人間はそういう態度をとるといふんはいかがなものかなと思うんです。提案している人間と賛成している人間というのは、あくまでもそれが可決、成立する努力をすべきやと思うし、それが通らなかったからといって、他の議案に賛成をするということができるんかどうかという疑問は持っています。

ちょっと私が最初に請願の、過去の話を持ち出したのがいけなかったんですが、奈良県の町村議長会にお聞きしたときも、最初が、別にそれは構わないんだというふうなニュアンスのこともおっしゃってたんですね。ただ、それが請願の紹介議員という立場の方がそういうことをじゃあやってもいいんですかというふうにさらに聞くと、それはやっぱりまずいと、紹介議員である以上は、やはりそれは、そういう表決の仕方はよくないんじゃないかという御意見だったんです。

議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。はい、山口君。

6 番

書いてあることは、前半の部分については、私はそのとおりだというふうに思います。ただ、私、議員として住民の皆さんの暮らしを少しでも前に向けていく、平群町の行政を少しでもよくしたい、そういう立場でさまざまな問題に、議案に対しては賛成、反対の態度をとってきました。そういう立場から言えば、この間、いま指摘されたのは、今回の問題は私のことだと思うんですけれども、基本的に私たちは選挙前から国保税については、相当な黒字になっているので、取り過ぎた分については返すべきだと、それで議案を提出しました。議案提出してから、町長のほうも引き下げという点では一緒ですが、もちろん内容は違います、出されました。いずれにしても、住民の暮らしにとっては、国保税加入者にとってはいいことだという判断です。ですから、私は両方とも賛成であ

りました。ただ、基本的には私たち、出した方が、より公平に引き下げができるということで、議案はそのまま提出したままになったわけですがけれども、当然その議案が否決された。否決されたらもとに戻ってますから、当然、そこから一步でも前に進める、私たちの趣旨を前に進める、町長提案についても反対すべきでない、そういう判断で賛成しております。

そういう立場ですから、ここで言う、趣旨の異なる議案の採決において、いずれにも賛意を表明するのがいけないというような言い方をされてますけれども、趣旨が異なるかどうかは別にして、住民の立場から見ればどちらも一緒の方向を向いています。その前の請願についてもそうです。全額が否決されたから2分の1、少しでも前という立場であります。そういう立場ですから、ここに書いてあること、基本的に相反することに対して賛成、反対、両方とも賛成するというのは当然あってはならないことですし、そんなことはできるはずもないわけですから、この当然のことであって、私たち、この提案者の趣旨説明の中にあつた私どもの態度に対して、これが出されているのであれば、それはちょっと違うんじゃないかということで反対させていただきます。

議 長

はい、戎井君。

11番

決議に賛成の立場で討論します。

反対のお話を聞いていると、なるほど、そうかいなとも思えるんですけど、たしか発議のほうは公平であって、町長提案は不公平であるというような発言が、僕はあつたと思います。そういう意味では、片一方が引き下げの恩恵に浴さない人は3分の1でしたか、出てきて不公平であるという発言があつたということから言えば、やはり公平に引き下げを主張されたのならば、そちらにあくまでも主張されるべきであって、不公平とおっしゃっている案に賛成するのはいかなものかなと私も不思議に思います。

よって、この決議案に賛成します。

議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第9号について採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。よって発議第9号 表決権を行使するに当たり、節度ある態度をとることを確認する決議は可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長より会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御あいさつをお願いします。はい、町長。

町 長

議員各位におかれましては、本議会中、熱心な御議論をいただきありがとうございました。上程させていただきました15件の案件のうち、小学校再編成に伴う設計予算を含む平成23年度補正予算案が否決となりましたことはまことに残念な結果でありました。

今議会を通じまして、議員の皆様からは、本町のまちづくりは10年、20年先を見据えてという発言を多数いただきました。まさにそのとおりでありまして、今後の4年間は、私のみならず、職員、議員各位にとりまして、責任の重い4年間になると考えております。

バブルの崩壊の1990年代初頭からの失われた10年間、さらにはその後の10年間を経験する中、日本の国は大きく転換を迫られてまいりました。出生のサイクルからも見えてくる少子・高齢化、人口減少社会、低成長時代を迎

えた経済状況などから、本町における大規模な投資は、今後30年間を見据えた長期的、総合的な視点で行わなければならないというふうに考えております。

皆様方の中には、これらの政策が余りにも性急過ぎると感じておられることも承知しております。しかし、本来ならば、10年も、それ以上も前に手を打たなければならなかった多くの事柄が、問題を先送りされ、さらには6年間という長きにわたる赤字財政に陥ったことで、我が平群町は新たなまちづくりに向けた取り組みが、他の市町村よりも大きく出遅れてしまいました。これを取り戻すために、また、近隣市町村と肩を並べるためにも、早急で、痛みを伴う改革が必要でありました。

赤字団体からの脱却を果たしたとは言え、課題は山積しております。改革は道なかばであります。この4年間は、私や議員各位のみならず、平群町にとりまして、大きな選択と決断が続くこととなります。平群町には豊かな自然や歴史遺産、すばらしい文化があります。それを支える地域や献身的に取り組む人材がある。人のつながりがあります。私たちはこのような先人からの貴重な財産を、未来ある子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

赤字財政という足かせから何とか脱出できたいま、これまでの内向きな視点ではなく、長期的、総合的視点で、外部の方々からも魅力を感じていただける、質の高い新しいまちづくりを進めていかなければならないと考えているところでございます。

時代は大きく動いています。議員に各位におかれましては、今後におきましても、長期的、総合的視点に立って、本町のまちづくりに御尽力くださいますようお願いいたしまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

議 長

これをもって平成23年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時08分)